

公有財産売買仮契約書

札幌市（以下「売主」という。）と〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、標記物件（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主は、売買物件の所在及び面積を確認して売主から買い受ける。

所 在	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積

区 分	契約予定額（価格調書に記載された額）
G 街区及び B を除く I 街区	円

（議案の提出）

第3条 売主は、第1条に定める物件の売買について地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）及び札幌市財産条例（昭和39年条例第6号）の定めるところにより、速やかに札幌市議会に議案を提出するものとする。

（契約の締結）

第4条 売主及び買主は、札幌市議会が前条の議案を可決したときは、可決の日から5営業日以内に公有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を締結するものとする。

（売買規定の失効）

第5条 札幌市議会が第3条の議案を否決したときは、第2条の規定は失効する。この場合双方とも相手方に対し、損害賠償等の請求は行わないものとする。

(仮契約における契約保証金)

第6条 買主は、仮契約締結までに仮契約の契約保証金として金〇〇〇円（契約
予定額の100分の1以上）を売主に支払わなければならない。

2 買主が売買契約における売買代金の納入義務を履行したときに、仮契約の契
約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。

3 買主が売主に支払った仮契約の契約保証金は、第5条の規定により第2条の
規定が失効した場合は、売主が買主に返還するものとする。

4 売主は、買主が売買契約における売買代金の納入義務を履行するまでの間に
この契約を破棄する場合に、仮契約の契約保証金の全部を売主に帰属させる。

(契約に定めのない事項)

第7条 この確認事項に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項に
ついては売主及び買主協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、売主及び買主の両者が記名押印の
うえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

売主 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広 印

買主 住 所

氏 名 印